

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5069197号
(P5069197)

(45) 発行日 平成24年11月7日(2012.11.7)

(24) 登録日 平成24年8月24日(2012.8.24)

(51) Int.Cl. F 1
A 2 3 L 1/10 (2006.01) A 2 3 L 1/10 F

請求項の数 2 (全 9 頁)

(21) 出願番号	特願2008-252176 (P2008-252176)	(73) 特許権者	591154751
(22) 出願日	平成20年9月30日 (2008.9.30)		鈴木 允
(65) 公開番号	特開2010-81820 (P2010-81820A)		大阪府寝屋川市八幡台11-29
(43) 公開日	平成22年4月15日 (2010.4.15)	(73) 特許権者	598157096
審査請求日	平成23年6月3日 (2011.6.3)		鈴木 栄一
			大阪府寝屋川市八幡台11-29
		(74) 代理人	100066728
			弁理士 丸山 敏之
		(74) 代理人	100100099
			弁理士 宮野 孝雄
		(74) 代理人	100111017
			弁理士 北住 公一
		(74) 代理人	100119596
			弁理士 長塚 俊也

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 包装飯塊

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

包装袋(1)に飯塊(6)を収容した包装飯塊であって、包装袋(1)を形成するシート体(2)は、外フィルム(3)と内フィルム(4)との間に、内、外両フィルム(4)(3)よりも小さいシート状食品(5)を挟んで、内、外両フィルム(4)(3)を溶着して成り、

外フィルム(3)は幅方向の中央部にて長手方向の全長に亘って分断可能部(31)を有し、内フィルム(4)は、2枚のフィルム片(41)(42)の内端どうしを重ねて形成されており、該重なり部(43)は外フィルム(3)の分断可能部(31)に重なっており、

飯塊(6)を、シート体(2)の内フィルム(4)上の長手方向の中央部に載せてから、飯塊(6)を挟んでシート体(2)の長手方向の両端が同じ方向に向く様に折り畳み、

シート体(2)の両側の側縁部どうしを折り重ね、重なり部を溶着して襠部(12)を形成すると共に、シート体(2)の長手方向の両端側が開口している包装袋(1)を形成し、

両襠部(12)(12)の袋開口(13)側を内向きに折り込んでから、袋開口(13)の全長に亘り溶着によって封止部(7)を形成しており、

封止部(7)は、

内フィルム(4)のフィルム片(41)(42)の内端どうしの重なり部に対応して施され引っ張れば容易に剥離する程度に弱く溶着されている弱溶着部(71)と、

該弱溶着部(71)の両端に掛かり、弱溶着部(71)以外の部分に対応して施され、引っ張っても容易に剥離しない強溶着部(72)(72)と、

からなることを特徴とする、包装飯塊。

【請求項 2】

飯塊(6)は丸棒状であり、包装袋(1)の封止部(7)と平行となる様に、袋内で倒れた状態に收容され、包装袋(1)を構成するシート体(2)は、包装袋(1)の底部で飯塊(6)を挟む様に2箇所度角ばったコ字状に折られている、請求項1に記載の包装飯塊。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、棒状飯等の飯塊を收容した包装飯塊に関するものである。

【背景技術】

【0002】

出願人は、以前に図7dに示す様に、襠部(12)を有する包装袋(1)におにぎり(60)を收容した包装飯塊を提案した(特許文献1)。

上記包装飯塊は、包装袋(1)を形成するシート体(2)は、外フィルム(3)と内フィルム(4)との間に、内、外両フィルム(4)(3)よりも小さいシート状食品(5)を挟んで、内、外両フィルム(4)(3)の外周部を溶着して成る。

外フィルム(3)は幅方向の中央部にて長手方向の全長に亘って分断可能部(31)を有し、内フィルム(4)は、2枚のフィルム片(41)(42)の内端どうしを重ねて形成され、該重なり部は外フィルム(3)の分断可能部(31)に重なっている。

【0003】

おにぎり(60)を、その底部がシート体(2)の内フィルム(4)上の長手方向の中央部に位置する様に載せてから、おにぎり(60)を挟んでシート体(2)の長手方向の両端が同じ方向に向く様に、シート体(2)をU字状に折り畳む。

シート体(2)の両側の側縁部どうしを折り重ねて重なり部を溶着接合して襠部(12)を形成すると共に、シート体(2)の長手方向の両端側が開口した包装袋(1)を形成する。

両襠部(12)(12)の袋開口(13)側を内向きに折り込んでから、該袋開口(13)を前記内フィルム(4)のフィルム片(41)(41)の重なり部を除いて溶着により分断可能部(31)と直交する方向に閉じた封止部(7)を形成している。

【0004】

分断可能部(31)を裂いた手で、フリー状態の包装袋(1)の片側を引っ張って、おにぎり(60)の半分を露出させる。

その引っ張った手で、おにぎり(60)の露出部分を保持し、他方の手で包装袋(1)の残りの半分を外側に引っ張る。

おにぎり(60)からシート状食品(5)を残して包装袋(1)が完全に取り除かれ、シート状食品(5)が直に被さったおにぎり(60)を食べることができる。

【0005】

【特許文献1】特開2002-2486637

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0006】

上記包装おにぎりにおいて、包装袋(1)の封止部(7)は、袋開口(13)の中央部に位置する内フィルム(4)のフィルム片(41)(42)の内端どうしの重なり部を除いて溶着して形成されているから、袋開口(13)の中央部は、封止をした後も開口したままである。これがシート状食品を湿気させ、又、異物の混入、外気の流入を許して不衛生になる等の問題が生じる。

【0007】

袋開口(13)を全長に亘って封止すると、外フィルム(3)の分断可能部(31)の分断開始において封止のための溶着が邪魔になって、外フィルム(3)を上手く分断できなかつたり、内フィルム(4)のフィルム片(41)(42)の内端どうしの4枚重なり部が溶着して、最後に袋を左右に2分するときその溶着部分を強い力で引き千切る必要があり、おにぎりを支持する手が滑っておにぎりが落下し、型崩れしたり、汚れてしまって食べられなくなること

10

20

30

40

50

があった。

本発明は、上記問題を解決した包装飯塊を明らかにするものである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

請求項1の包装飯塊は、包装袋(1)に飯塊(6)を収容した包装飯塊であって、包装袋(1)を形成するシート体(2)は、外フィルム(3)と内フィルム(4)との間に、内、外両フィルム(4)(3)よりも小さいシート状食品(5)を挟んで、内、外両フィルム(4)(3)を溶着して成り、

外フィルム(3)は幅方向の中央部にて長手方向の全長に亘って分断可能部(31)を有し、内フィルム(4)は、2枚のフィルム片(41)(42)の内端どうしを重ねて形成されており、該重なり部(43)は外フィルム(3)の分断可能部(31)に重なっており、

飯塊(6)を、シート体(2)の内フィルム(4)上の長手方向の中央部に載せてから、飯塊(6)を挟んでシート体(2)の長手方向の両端が同じ方向に向く様に折り畳み、

シート体(2)の両側の側縁部どうしを折り重ね、重なり部を溶着して襜部(12)を形成すると共に、シート体(2)の長手方向の両端側が開口している包装袋(1)を形成し、

両襜部(12)(12)の袋開口(13)側を内向きに折り込んでから、袋開口(13)の全長に亘り溶着によって封止部(7)を形成しており、

封止部(7)は、

内フィルム(4)のフィルム片(41)(42)の内端どうしの重なり部に対応して施され引っ張れば容易に剥離する程度に弱く溶着されている弱溶着部(71)と、

該弱溶着部(71)の両端に掛かり、弱溶着部(71)以外の部分に対応して施され、引っ張っても容易に剥離しない強溶着部(72)(72)と、

からなる。

【0009】

請求項2は、請求項1の包装飯塊において、飯塊(6)は丸棒状であり、包装袋の封止部(7)と平行となる様に、袋内で倒れた状態に収容され、包装袋を構成するシート体(2)は、包装袋の底部で飯塊(6)を挟む様に2箇所角ばったコ字状に折られている。

【発明の効果】

【0010】

請求項1の包装飯塊は、袋開口(13)は全長に亘って溶着封止されているから、外気の流入や異物の混入を防止できるので、シート状食品の湿気を防ぎ、飯塊を衛生的に保護できる。

又、袋開口の溶着封止部において、外フィルム(3)の分断開始端の近傍では弱い溶着であるから、外フィルムの分断に何ら支障はなく、又、内フィルムのフィルム片の4枚重なり溶着も弱いため、外フィルム(3)を分断した後に、袋を左右に2分する際に、フィルム片(41)(42)の重なり部(43)の溶着も簡単に剥がれて、綺麗に袋を2分できる。

【0011】

請求項2の包装飯塊は、請求項1の効果に加えて包装袋(1)の底部が、袋内の収容物が横倒しの丸棒状の飯塊(6)の様に安定の悪いものであっても、収まりよく収容でき、且つ包装食品を陳列する際に、安定して陳列できる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

図4は、シート体(2)に飯塊(6)を載せて、シート体(2)で飯塊(6)を包みつつ包装袋を形成する手順を示している。

図4aに示す如く、実施例の飯塊(6)は、直径約4cm、長さ約10cmの短い丸棒状を呈している。

【0013】

シート体(2)は、図3に示す如く、透明外フィルム(3)と透明内フィルム(4)との間に長方形のシート状食品(5)を挟んで形成される。

【0014】

10

20

30

40

50

外フィルム(3)は、長さ約20cm、幅長さ約16cmであり、長さは前記飯塊(6)(6)の直径の5倍程度、幅長さは、飯塊(6)の長さに、飯塊(6)の直径の1.5倍の長さを加えた程度である。

【0015】

外フィルム(3)は幅方向の中央部に、該フィルムを全長に亘って長さ方向に裂くことのできる分断可能部(31)を有している。

実施例の分断可能部(31)は、外フィルム(3)がその長手方向に裂け易い方向性フィルムであることと、該フィルムの端部中央に、2箇所切込み(32)(32)を施すことによって構成されている。

実施例では、切込み(32)(32)間の間隔は1.5cmである。

10

【0016】

内フィルム(4)は、上記外フィルム(3)に輪郭を一致させて重なり合う大きさであり、同形の長方形の2枚のフィルム片(41)(42)を、互いの長手方向に沿う内側縁を1.5cm程度の重なり幅で重ねて形成される。

【0017】

シート状食品(5)は、実施例では、シート状海苔(5a)である。

シート状海苔(5a)は、長さ約14cm、幅長さ約10cmであって、長さは前記飯塊(6)の直径の3倍強、即ち、飯塊(6)の外周に1周強巻き付く長さ、幅長さは、飯塊(6)の長さと同程度である。

【0018】

20

図1、図2に示す如く、前記シート体(2)は、外フィルム(3)と内フィルム(4)との間に、シート状海苔(5a)をその中心を内、外両フィルム(4)(3)と中心を一致させて挟み込み、シート状海苔(5a)を囲む様にして、内、外両フィルム(4)(3)を線状に溶着(21)(22)して形成される。

シート体(2)の短手に沿って延びる溶着(22)(22)は、外フィルム(3)の分断可能部(31)及び内フィルム(4)の2枚のフィルム片(41)(42)の重なり部(43)には掛かっていない。

【0019】

図4aに示す如く、シート体(2)の内フィルム(4)の上に、飯塊(6)を倒した状態で載せる。このとき、飯塊(6)が、シート体(2)の長さ中心に位置してシート体(2)の幅方向に向き、且つ飯塊(6)の長さ中心がシート体の幅中心に略揃う様に載せる。この状態では、飯塊(6)の両端は、シート体(2)内のシート状海苔(5a)の幅方向両端からはみ出していない。

30

【0020】

図4bに示す如く、シート体(2)を、該シート体(2)の長さ方向の両端縁が揃う様に飯塊(6)の周面で折り畳む。このとき、シート体(2)を飯塊(6)の周面に沿って丸みのあるU字状に折るのではなく、飯塊(6)の直径に対応する間隔Wを存して2箇所で略直角の角張部(21)(21)を有するコ字状に折るのである。

【0021】

次に、図4cに示す如く、シート体(2)の長手方に沿う両側縁を、飯塊(6)の端面上で折り重ね、溶着(11)によって止めて襷部(12)を形成する。

40

これによって、シート体(2)の両端側が開口(13)した包装袋(1)が形成される。

【0022】

図4dに示す如く、最後に包装袋(1)の両側の襷部(12)の袋開口(13)側を内側に折り込んで、袋開口(13)を、高周波溶着、熱溶着等によって閉じて封止部(7)を形成する。

【0023】

封止部(7)は、袋開口(13)の全長に亘って一様の溶着強さで溶着されているのではなく、封止部(7)の、内フィルム(4)のフィルム片(41)(42)の内端どうしの重なり部(43)の範囲では、手で引っ張れば容易に剥離する程度に弱く溶着された弱溶着部(71)と、それ以外の部分に対応して施され引っ張っても容易に剥離しない強溶着部(72)(72)とからなる。

封止部(11)において、袋内に外気や異物の侵入する余地ない。

50

【0024】

実施例の場合、封止部(11)の溶着は2段階に分けて行っている。まず内フィルム(4)のフィルム片(41)(42)の内端どうしの重なり部(43)の範囲を少し越える範囲で細線状に弱い溶着を施し、次に、該弱い溶着線の両端に掛かり、フィルム片(41)(42)の内端どうしの4枚重なり部分に掛からぬ様に、太線状に強い溶着を施す。溶着の手順はこの逆でもよい。

【0025】

包装飯塊(6)の包装を解くには、一方の手で、分断可能部(31)を中心として包装袋(1)の片方を袋の上から飯塊(6)を軽く掴む様にして保持する。他方の手で分断可能部(31)の分断開始端(31a)を摘んで、分断可能部(31)の長手方向に沿わせて他端側に引っ張る。図6に示す如く、分断可能部(31)は包装袋(1)から帯状に分離し、外フィルム(3)は2分される。

10

このとき、内フィルム(4)のフィルム片(41)(42)の内端どうしの4枚重なり部分の溶着が、外フィルム(3)の分断可能部(31)が弱溶着部(71)を通過して分断される際に、その衝撃で剥がれる場合もあるが、剥がれない場合もある。剥がれない場合でも、分断した外フィルム(3)の半体とその内側のフィルム片を一緒に外側に引っ張ることにより、殆んど抵抗を感じずに、内フィルム(4)の弱溶着部(71)が簡単に剥がれる。

これによって、シート状海苔(5a)の半分が露出する。

【0026】

包装袋(1)の片側を引っ張った手で、露出したシート状海苔(5a)の上から飯塊(6)を保持し、他方の手で包装袋の残り半体を摘んで、外側に引っ張る。

20

包装飯塊から、飯塊(6)とシート状海苔(5a)を残して包装袋(1)が完全に取り除かれ、シート状海苔(5a)は飯塊(6)に直に被さる。

新鮮なシート状海苔(5a)が被さった飯塊(6)を食べることができる。

【0027】

図8乃至図12は包装袋の図であり、図8は包装袋の斜視図、図9は正面図、図10は右側面図、図11は平面図、図12は底面図である。左側面図は右側面図と対称、背面図は正面図と同一である。

【0028】

上記実施例の説明は、本発明を説明するためのものであって、特許請求の範囲に記載の発明を限定し、或は範囲を減縮する様に解すべきではない。又、本発明の各部構成は上記実施例に限らず、特許請求の範囲に記載の技術的範囲内で種々の変形が可能であることは勿論である。

30

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】シート体の斜視図である。

【図2】図1 A - A線に沿う断面図である。

【図3】シート体の分解斜面図である。

【図4】飯塊の包装手順の説明図である。

【図5】包装袋の封止部の拡大斜視図である。

40

【図6】包装を解く最初の手順の説明図である。

【図7】従来例の包装手順の説明図である。

【図8】包装袋の斜視図である。

【図9】包装袋の正面図である。

【図10】包装シートの右側面図である。

【図11】包装袋の平面図である。

【図12】包装シートの底面図である。

【符号の説明】

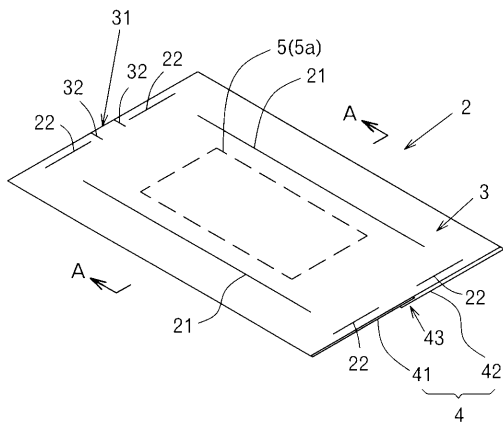
【0030】

1 包装袋

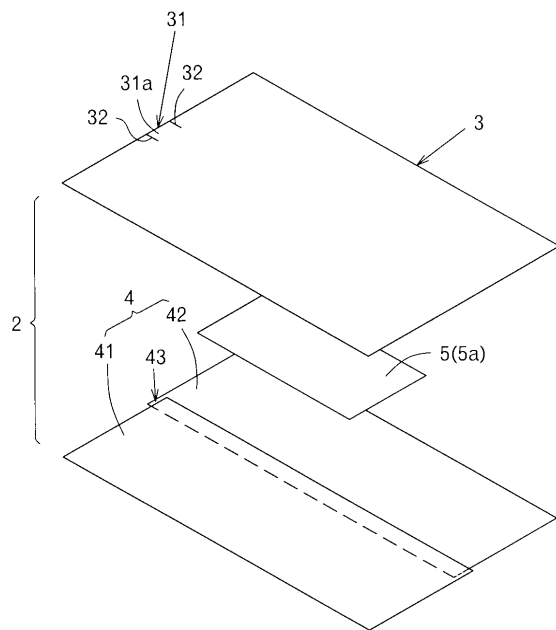
50

- 2 シート体
- 3 外フィルム
- 4 内フィルム
- 41 フィルム片
- 42 フィルム片
- 43 重なり部
- 5 シート状食品
- 6 飯塊
- 7 封止部
- 71 弱溶着部
- 72 強溶着部

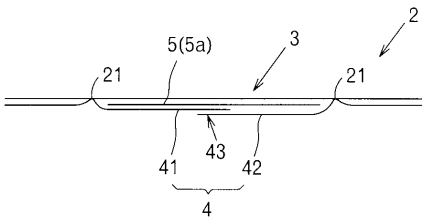
【図1】



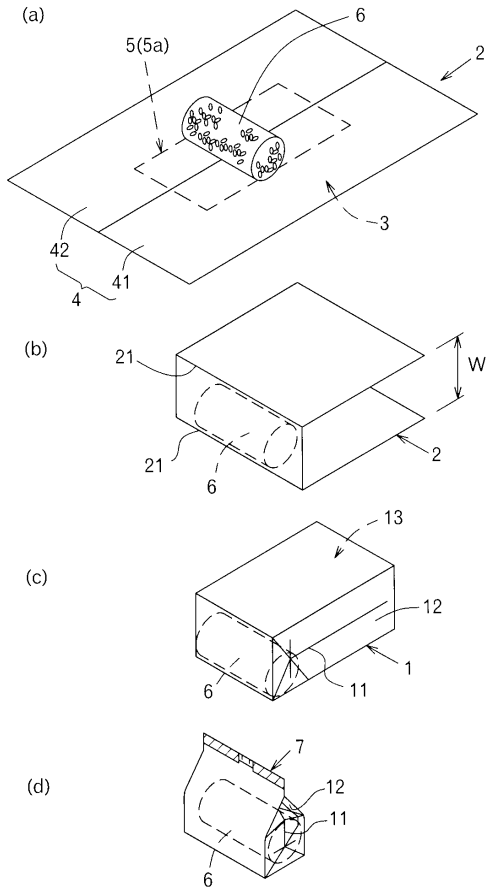
【図3】



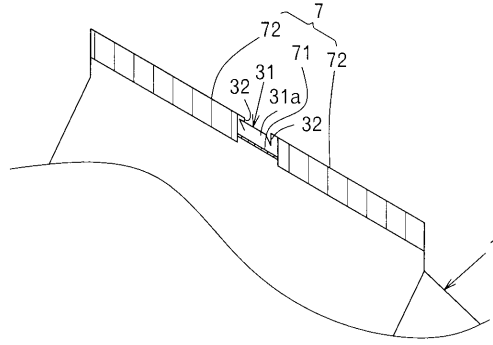
【図2】



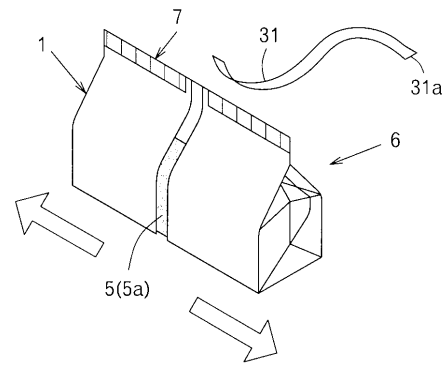
【 図 4 】



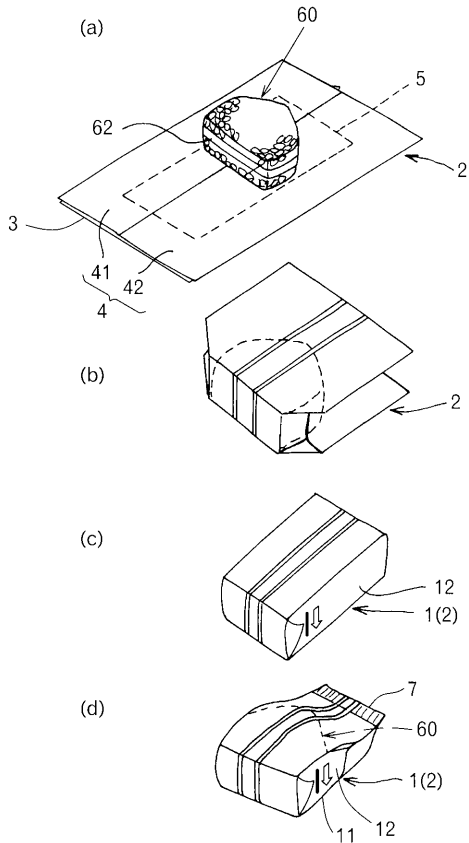
【 図 5 】



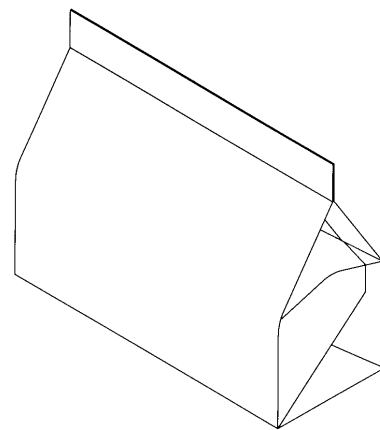
【 図 6 】



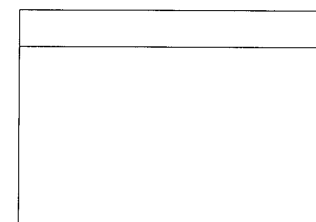
【 図 7 】



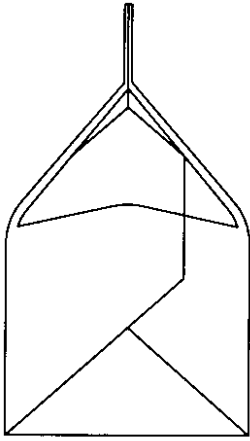
【 図 8 】



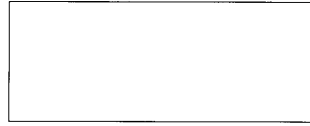
【 図 9 】



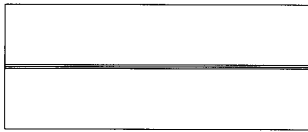
【 1 0】



【 1 2】



【 1 1】



フロントページの続き

(74)代理人 100141841

弁理士 久徳 高寛

(72)発明者 鈴木 允

大阪府寝屋川市八幡台11-29

(72)発明者 鈴木 栄一

大阪府寝屋川市八幡台11-29

審査官 鶴 剛史

(56)参考文献 特開2006-051981(JP,A)

特開2004-248637(JP,A)

登録実用新案第3131644(JP,U)

特開2002-051714(JP,A)

特開昭63-056260(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A23L 1/10